

令和元年第7回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和元年7月25日(木)午後1時30分から3時30分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(14人)

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	野町	亜理
会長職務代理者	3番	大久保	暢夫
	4番	千光士	伊勢男
	5番	西岡	大作
	6番	栗山	浩和
	7番	福本	隆憲
	8番	渡辺	禎宏
	9番	山内	芳幸
	10番	有澤	節子
	11番	西岡	秀輝
	12番	樋口	なぎさ
	13番	小松	茂雄
	14番	竹内	忠吉

4. 欠席農業委員(0人)

5. 出席農地利用最適化推進委員(8人)

安芸町	川島	一義
伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
東川	有澤	光喜
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項届出について

議案第2号 農地法第3条許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について

報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について

報告第 6 号 農用地利用配分計画について

議案第 7 号 非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久

事務局次長兼振興係長 長野 顕文

事務局農地係長 岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、出席者数 14 人です。

次に事務の概要報告をいたします。

6 月 26 日に、高知市で高知県農業会議総会並びに上期農業委員会会長・事務局長会議が開催され、野町会長職務代理と大坪事務局長が出席しております。

7 月 8 日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

7 月 19 日に、高知市で農業委員会職員研究協議会総会並びに農業委員会業務に関する研修会が開催され、岡田係長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に西岡秀輝委員及び樋口なぎさ委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出についてですが、今回は 4 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号 1 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり花園町の 1 筆で、面積は 602m²です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

次に議案書 1 から 3 ページになります。

届出番号 2 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり西浜の 2 4 筆で、面積は全部で 2,309.61㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に議案書 3、4 ページになります。

届出番号 3 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり東浜、西浜、黒鳥及び土居の 8 筆で面積は合計で 4,288.82㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に届出番号 4 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり畑山乙の 2 筆で面積は合計で 257㎡です。時効取得により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第 1 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第 2 号農地法第 3 条許可申請について説明いたします。

議案書は 5、6 ページです。今回は 2 件申請が提出されています。

まず申請番号 1 番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり奈比賀の 2 3 筆で、地目は田と畑で、面積は合計 7,135.61㎡です。

売買による所有権移転の申請で、既に作付されているところも含めてユズを栽培する予定となっております。

所在地につきましては、7 ページに地図がございます。

奈比賀小松原集落の上から、林道で藤内へ行く途中にある奈比賀大磯集落の周辺にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、事前に送付しております A 3 サイズの農地法第 3 条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の

各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては7月12日に有澤節子委員と有澤光喜委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口甲の1筆で、地目は畑で、面積は450㎡です。

売買による所有権移転の申請で、柿が植え付けられております。

所在地につきましては、8ページに地図がございます。

井ノ口高台寺集落から妙見山に上がっていく途中に位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては7月16日に大久保暢夫委員と小松昌平委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は有澤節子委員、申請番号2番は大久保暢夫委員、お願いします。

10番有澤委員 7月12日に長野さんと有澤光喜委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 7月16日に長野さんと小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第3号の5条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は9ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は集合住宅の建築です。

農地の転用は1筆で面積は実測で2,344.37㎡です。10ページ左に地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は土居地区でありまして株式会社公文建設の南東約80mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、第3種農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が62%であり、40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、第3種農地であり今回の申請地を申請することは適当と認められます。

資力や信用につきましては、申請者の融資証明書を確認し、資金面で問題はないと判断しています。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、集合住宅建設用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地及び貸人所有の農地であります。西側は宅地及び雑種地、南側は市道を隔てて宅地及び農地となっておりますが、農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。北側は農地であります。雨水、浄化槽で浄化した生活雑排水は西側及び南側の水路に排水する計画で、用水を管理する土地改良区には手続済であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。現地確認は令和元年7月12日に福本隆憲委員、中平秀一委員にさせていただきました。

続きまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は進入路の整備です。

農地の転用は1筆で面積は2.81㎡です。10ページ右に地図を掲載

しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。
場所は土居地区で、春日神社の北約140mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地であると判断しています。理由は街区の面積に占める宅地の割合が約62%であり、40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、第3種農地であり今回の申請地を申請することは適当と認められます。

資力や信用につきましては、既に完成しているため費用の負担は発生しません。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、既に完成しております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、進入路用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は私道及び宅地であります。西側は譲渡人所有の農地、南側は市道及び宅地であり、北側は私道及び譲渡人所有の農地であります。雨水は自然浸透により処理する計画であり、排水を生じる施設等の設置はありません。また、栃ノ木堰土地改良区からは転用事業に同意する旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年7月12日に福本隆憲委員、中平秀一委員にさせていただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、福本隆憲委員、お願いします。

7番福本委員 申請番号1番、2番ともに岡田君と中平秀一委員と確認してきました。7月12日に確認し、説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局（長野）報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は11ページです。今回は6件出ております。

申請番号1番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野甲の1筆です。地目は田で、面積は1,872㎡となっております。

当初は平成17年1月20日から令和2年1月29日まで15年間の利用権の設定がされておりましたが、中間管理機構を活用して貸借するとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

次に申請番号2番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野甲の2筆です。地目はすべて田で、面積は全部で2,617㎡となっております。

当初は平成17年1月20日から令和2年1月29日まで15年間の利用権の設定がされておりましたが、中間管理機構を活用して貸借するとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

次に申請番号3番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口甲の2筆です。地目はすべて畑で、面積は全部で1,080㎡となっております。

当初は平成31年4月1日から令和2年3月31日まで1年間の利用権の設定がされておりましたが、双方合意による解約の通知が提出されたものです。

次に申請番号4番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで川北乙の1筆です。地目は田で、面積は968㎡となっております。

当初は平成29年8月3日から令和2年7月31日まで3年間の利用権の設定がされておりましたが、別の農地を耕作するとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

次に申請番号5番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地、地目、面積は申請番号4番と同じです。

当初は平成29年6月1日から令和2年7月31日まで3年間の利用権の設定がされておりましたが、申請番号4番で転貸契約が解約された農地を所有者に返還するために合意解約の通知が提出されたものです。

次に申請番号6番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで穴内甲の1筆です。地目は田で、面積は1,071㎡となっております。

当初は平成28年3月4日から令和2年7月31日まで約14年間の利用権の設定がされておりましたが、別の農地を耕作するとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は12ページになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり下山の農地3筆で、地目はすべて田で、面積は全部で1,169㎡です。水稻を栽培しており、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で5,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、15ページに地図がございます。下山河野集落の大山道路と旧国道が分岐する所の近くに位置する農地と下山不動集落の西に隣接する農地です。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は938㎡です。ナスを栽培しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は80,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、16ページ左に地図がございます。伊尾木岡集落の北西に位置する農地です。

申請番号1番と2番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり西浜の農地2筆で、地目はすべて田で、面積は全部で1,400㎡です。ナスを作付する予定で、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米9俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、16ページ右に地図がございます。安芸集出荷場の西の方に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、

申請地も記載どおり土居の農地3筆で、地目はすべて田で、面積は全部で2,832㎡です。ナス及び水稲を作付する予定で、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は、ナスは10a当たり2等米6俵代、水稲は2等米1俵代の条件で再設定する計画です。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,031㎡です。水稲を作付する予定で、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で再設定する計画です。

所在地につきましては、17ページ左に地図がございます。土居春日集落の東にあるほ場整備区域内に位置する農地です。

申請番号4番と5番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,121㎡です。ナスを作付する予定で、約2年間の賃貸借契約をし、賃借料は450,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、17ページ右に地図がございます。県道高台寺川北線と市道中道線の交差点の北西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号7番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,970㎡です。ナスを作付する予定で、約2年間の賃貸借契約をし、賃借料は450,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、17ページ右に地図がございます。高知県農協あき北支所の北西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地2筆で、地目はすべて田で、面積は合計で1,976㎡です。ナスを作付する予定で、15年間の使用貸借契約をする条件で親子間で新規設定する計画です。

所在地につきましては、18ページ左に地図がございます。赤野叶岡集落の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号9番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は492㎡です。ナスを作付しており、6年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、18ページ右に地図がございます。赤野桜浜集落の北に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号10番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は561㎡です。ナスを作付する予定をしており、20年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり30,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、19ページ左に地図がございます。赤野山田集落の北に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号11番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地1筆で、地目は田で、面積は935㎡です。ナスを作付する予定で、15年間の使用賃貸借契約をする条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、19ページ右に地図がございます。赤野山田集落の北の旧八流地区ほ場整備地域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号12番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,242㎡です。ナスを作付しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、20ページ左に地図がございます。穴内六丁集落の隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号13番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,781㎡です。ナスを作付しており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料

は10a当たり2等米7俵代の条件で更新する計画です。

所在地につきましては、20ページ左に地図がございます。穴内六丁集落の隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号14番から18番は、農地中間管理事業を活用した案件となります。

まず、申請番号14番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は714㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり60,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、20ページ左に地図がございます。穴内六丁集落の隣接する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号15番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地1筆で、地目は田で、面積は1,186㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、1年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり72,000円の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、20ページ右に地図がございます。赤野東赤野集落の南西に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号16番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,071㎡です。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、賃貸借契約期間を6年7ヶ月から13年7ヶ月に延長し、他の条件はそのままの計画です。

所在地につきましては、21ページ左に地図がございます。穴内の堆肥センターの東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号17番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地2筆で、地目はすべて田で、面積

は全部で1,409㎡です。

次に、申請番号18番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は2,480㎡です。

申請番号17番と18番は転借人が同じなので、一緒に説明します。作物は転借人がナスを作付する予定をしており、賃借料を10a当たり54,000円から70,000円に変更し、他の条件はそのままの計画です。

所在地につきましては、21ページ右に地図がございます。県道高台寺川北線沿いの全農高知のハウスの南に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号19番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は1,000㎡です。ナスを作付する予定をしており、10年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり2等米6俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。伊尾木岡集落内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして報告第6号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書23ページになります。

報告第6号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地3筆、地目はすべて田で、面積は全部で3,889㎡です。ナスを栽

培しており、約15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり54,000円の条件で設定されていた計画です。このたび、7月10日付けで、高知県知事から賃借料を10a当たり54,000円から70,000円に変更したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第7号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) 議案第7号、非農地証明願について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。議案書は24ページをご覧ください。

申請番号1番の説明をさせていただきます。申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は2筆です。現地の写真をお配りいたします。

まず、赤野字古道西ノ入口の対象地からご説明いたします。場所は特別養護老人ホーム八流荘から東へ約100mの位置にあります。登記簿地目は畑、現況地目は墓地です。地図は25ページをご覧ください。

現地は墓地用地になっていて、昭和32年から先祖の墓が6基建設されています。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も墓地として評価されていることを確認しています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

次に、赤野字妙楽の対象地は大元神社から北西に約150mの位置にあります。登記簿地目は畑、現況地目は宅地です。地図は26ページをご覧ください。

平成10年に倉庫を建築して現在に至るもので、固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も宅地として課税されていることを確認しています。これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては令和元年7月16日に野町重理委員、栗山浩和委員、大野實委員に確認していただきました。

つづきまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。

申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は3筆です。現地の写真をお配りいたします。場所は安芸ノ川地区にあり、栃ノ木公民館から北東に約3kmの距離にある県道畑山栃ノ木線の山手側に位置しています。登記簿地目は田、現況地目は山林です。地図は27ページをご覧ください。

現地は植林や周囲の山林と一体化するなどして山林になり現在に至ります。道路として整備され現在に至ります。固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も山林として課税されていることを確認しています。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地確認は令和元年7月17日に千光士伊勢男委員、小松茂雄委員、小松光正委員にさせていただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は野町亜理委員、栗山浩和委員、お願いします。申請番号2番は千光士伊勢男委員、小松茂雄委員、お願いします。

2番野町委員 7月16日に岡田さんと栗山浩和委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

6番栗山委員 7月16日に岡田君と野町亜理委員と大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

4番千光士委員 7月17日に岡田君と小松茂雄委員と小松光正委員と確認してきました。報告のとおりです。

13番小松委員 7月17日に岡田さんと千光士伊勢男委員と小松光正委員と確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は8月27日の火曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

県外への視察研修を7月30日、31日に行います。

(日程表と参加者名簿を配布する。)

事務局(岡田) 農地利用状況調査について、お配りしている資料を元に8、9月に確認をしていただきますのでよろしく願いいたします。

(資料に基づいて説明する。)

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名、押印する。

令和元年7月25日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員